北しりべし広域クリーンセンター余剰電力売却仕様書
（令和６年度）

１ 概 要

(1) 適用範囲

本仕様書は、北しりべし広域クリーンセンターの余剰電力の売却について適用する。

(2) 件　　名　　北しりべし広域クリーンセンター余剰電力売却

(3) 供給場所　　北海道小樽市桃内２丁目１１１番地２
北しりべし広域クリーンセンター

(4) 業　　種　　一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電出力　　定格　１，９９０ kW

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式　交流３相３線式

イ 本線　　１回線

ウ 供給電圧　６，０００V

エ 周波数　　５０Hz

(7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北しりべし広域クリーンセンター敷地内に北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「供給者」という。）が設置した第１柱に施設した供給者の区分開閉器電源側接続点

２ 売却仕様

(1) 契約方法　　単価契約

(2) 供給期間　　令和６年４月１日０時から令和７年３月３１日２４時まで

(3) 予定売却電力量　　２，９３０，０００ kWh

(4) 認定発電設備

本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。）第６条に規定される認定発電設備であるが、令和６年４月１日以降の余剰電力については、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けないものとする。

(5) バイオマス比率　　翌月月初めに報告するバイオマス比率による。

(6) 売却電力区分等

ア　売却電力の区分別予定電力量は、次のとおりとする。

売却電力区分			予定電力量
バイオマス相当電力量	平日昼間時間帯（注）	夏　　季	５１，０００ kWh
		冬　　季	２０３，０００ kWh
		その他季	２７７，０００ kWh
	その他時間帯		１，２１７，０００ kWh
	小　　計		１，７４８，０００ kWh
非バイオマス相当電力量	平日昼間時間帯（注）	夏　　季	３０，０００ kWh
		冬　　季	１２１，０００ kWh
		その他季	２０８，０００ kWh
	その他時間帯		８２３，０００ kWh
	小　　計		１，１８２，０００ kWh
合　　計			２，９３０，０００ kWh

（注）

１　予定売却電力量に予定バイオマス比率を乗じて得た値をバイオマス発電電力量とし、予定売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量を非バイオマス売却電力量とする。

２　「平日」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月３０日、５月１日、５月２日、１２月３０日、１２月３１日を除く日をいう。

イ　電力売却量の売却単価は次の時間帯区分による。

時　間　帯　区　分		
平日昼間時間帯	夏　　季	毎年７月１日から９月末日までの午前８時から午後１０時までの時間
	冬　　季	毎年１２月１日から２月末日までの午前８時から午後１０時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前８時から午後１０時までの時間
その他時間帯		平日昼間以外の時間帯

３　売却電力量の計量等

(1)　毎月の売却電力量の計量は、供給者の供給場所に設置された一般送配電事業者の取引用電力計を介して、需要者が行うものとする。

(2)　計量日時は供給者、需要者が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交す。

(3)　毎月の売却電力量の算定期間は、前月の１日から末日までの期間とする。

(4)　計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、供給者、需要者が協議して決定するものとする。

４　売却電力量の区分

(1)　バイオマス発電電力量は、各月の売却電力量に当該月のバイオマス比率を乗じて算定する。（１kWh 未満の端数がある場合は、小数点以下第１位を四捨五入する。）

(2)　非バイオマス売却電力量は、売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量とする。

５　電力料金の算定

(1)　バイオマス売却電力に係る電力料金は、バイオマス売却電力量にバイオマスに相当する単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて算定する。（その金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額する。）

(2)　非バイオマス売却電力に係る電力料金は、非バイオマス売却電力量に非バイオマスに相当する単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて算定する。（その金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額する。）

(3)　需要者は、供給者に対して、上記(1)のバイオマスに相当する電力料金と上記(2)の非バイオマスに相当する電力料金の合計額を支払う。

６　電力料金の支払い

供給者は、５により算定された当該月分の電力料金の納付書を発行して需要者に送付し、需要者は納付書の発行日から３０日以内（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）に支払うものとする。

７ その他

(1) 権利義務の譲渡等

需要者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ供給者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) 売却電力の増減

ア　予定売却電力量は、バイオマス比率、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、供給者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

イ　供給者から需要者に発電計画を提示した場合、供給者は計画値に過不足が発生しないように努めるものとするが、過不足が発生した場合であっても供給者は何らの義務を負うものではないものとする。

(3)　契約単価の変更

契約を締結した後において、法令の改正、供給者の発電事情の変化等により契約単価を変更する必要が生じたときは、供給者、需要者協議の上契約単価を変更することができる。

(4)　託送供給契約

ア　売却電力の供給のために別途需要者と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、需要者は需要者の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを供給者に提出するものとする。

イ　接続検討申込みについては、供給者の負担で需要者が行う。供給者は、需要者が託送供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、需要者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ　託送供給契約等に必要な費用負担が生じた場合には、需要者が負担する。

エ　託送料金の発電側課金については、国が示すガイドライン等に基づくものとし、発電側課金の支払い方法は、供給者と需要者の協議により決定するものとする。

(5)　発電量調整供給契約

ア　需要者はＦＩＴインバランス特例制度を適用した電気事業法、再エネ特措法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、供給者の発電設備を含む発電バランシンググループ又は特例発電バランシンググループを形成し、需要者の責任と負担で一般配送電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、供給者は発電契約者にはならないものとする。

イ　需要者は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。また、計画値同時同量が課せられる場合は、供給者の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合、インバランス料金の負担は需要者が負うものとする。

(6)　情報伝送装置の設置

ア　供給者の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝達装置（以下「伝送装置」という。）を設置する必要がある場合は、需要者の財産として需要者の負担で設置する。

イ　需要者の所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、需要者の負担で撤去する。

(7)　協議

仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準じるものとし、供給者と需要者の協議により定めるものとする。

(8)　添付資料

・予定余剰電力量及びバイオマス比率等

・北しりべし広域クリーンセンター（焼却炉）年間運転計画(案)